

実名報道の意義

220730 西川桃子

- 1 はじめに
- 2 重要性を感じる少年事件実例
- 3 被害者の実名報道
- 4 おわりに

1 はじめに

私はかねてから実名報道に賛成している。というのも、罪を犯した人間は厳粛に実名で罰せられるべきであり、伏せられる理由として年齢は関係ないと感じているからだ。実際、現在少年法によって特定少年以外の推知報道は禁止されているが、3人に一人の確立で再び犯罪に手を染めているのが現状である。これらに関しては実名報道の禁止ではなく、行政などの様々な機関が就職先を提示したり月に一度相談会を設けたりと、社会復帰に向けた支援によって改善されるものではないだろうか。それらを素直に受け入れて、再び犯罪に手を染めないようにまずは実名を公開して一人の人として裁かれることが大切だと感じている。また、被害者少年は実名報道されているにも関わらず、罪を犯した人間の実名が保護されるの

は不平等だと思う。

しかし前期のゼミで実名報道に関するディベート担当し、実際に行ったなかで、実名を報道することで加害者少年の社会的復帰に悪影響が出てしまう可能性があることやインターネット社会である昨今において実名が報道されることのリスクがより高まりつつあること、さらには事件の重大性を伝えるために「実名」というのは最善の手段ではない可能性が高いことを学び、改めて深く実感させられた。そこで本事案について検討したいと思い、このテーマを制定する運びとなった。

2 重要性を感じる少年事件実例

まず、少年法第 60 条では原則として、本人の名前等の特定に繋がる実名報道は禁止されている。これは少年法が少年の成長発達や更生を図ること、少年のプライバシーや名誉を保護することを目的としているためです。一方、改正された少年法では 18・19 歳の「特定少年」が検察に逆送されて起訴された場合に限り、実名報道が解禁された。ここからは実名報道がキーワードとなった少年事件を紹介しながら検討を行う。

それは川崎市で当時中学一年生の男子生徒が刺殺された事件。容疑者の逮捕前からインターネット上には「犯人です」と名指しされた未成年者が複数人晒されてしまった。さらに

このような投稿の末尾には「拡散希望」「見つけたらすぐに連絡をください」といった、犯人だと断定するような言葉が添えられていた。この事件は授業でも扱ったように「週刊新潮」がリーダー格の加害者少年の実名と顔写真を公開した。これは日本弁護士会や横浜弁護士会らが反対声明を発表したが、インターネット上では「それだけのこととしたのだから当然だ」という賛成の声が多く寄せられた。今回の事件で個人情報が拡散されてしまった人は 10 人前後、中には全く無関係な人も含まれており、脅迫や誹謗中傷を受けて外出や人混みに恐怖を感じてしまう人もいたそう。私は実名報道に賛成派であるため、週刊新潮の行動に対して、真っ向から否定するわけではない。しかし強いて違和感を覚える点は「週刊新潮が警視庁に記者クラブを置いていない」という点である。警視庁本部や主要警察署には、各会社の事件記者クラブ員のための専用部屋が用意され、警視庁本部の部屋は 1 社約 10 畳で担当記者たちは毎日ここに“出勤”する。記者クラブ室の隣には広報課があり、重大事件が発生すると広報課員が伝えに来る仕組み。時には正式に「広報文」という書類が出ることもある。これらが備わっていない週刊新潮は自ら取材を行って調べているということになる。つまり情報の信ぴょう性として疑わしい部分があることは否めない。それはつまりインターネットで拡散されているような出どころの分からぬ情報たちと同じではないかと感じられてしまう。ネット社会となった昨今だからこそ、信頼できるマスメディアが犯人の実名を公開することは、無関係な人々の命や心を守ることにも繋がっていると個人的に感じさせられた。

3 被害者の実名報道

しかし週刊新潮がくすぐった人々の「知りたい」という気持ちはネット社会の発展と共に、年々増加傾向にあると思われる。実際、2022年の中日新聞デジタルによる調査によれば実名報道に賛成する意見は約89%と非常に高い数値が挙げられる。このように社会的な風潮として「実名を公開してほしい」という意見は年々増加傾向にあると考えられるだろう。一方で、先ほど挙げたように実名報道には一定のデメリットも存在している。ここからは「被害者少年の保護」という観点から検討を行う。

というのも、実名報道の禁止は少年法第61条で定められているものの、被害者の個人情報保護する法規は存在していない。その判例として、被害者の実名報道がされた事件である「桶川ストーカー事件」が挙げられる。この事件は女子大生が元交際相手の男を中心とする犯人グループからストーカー行為などの嫌がらせを受け続けた末、高崎線桶川駅前で殺害された「ストーカー規制法」が制定されたきっかけにもなった事件。犯人が風俗店を経営していたという点と結びつけて、被害者である詩織さんは風俗嬢だった、お金を欲しがる悪い女だったといった嘘が出来た。さらにご自宅には連日、マスコミが押し寄せ、ご近所の玄関を車で塞ぐなど近隣への被害も多発していた。そこでご遺族はマスコミがいなくなったら瞬間を見計らって、ご近所に品物をもって謝罪をして回っていた。父親である健一さんには「私たちも被害者なのになぜこんなことをしなければならないのか」といった思いがあった。これらの騒動は被害者の実名が公開されなければ起らなかつた二次被害だ。もし発

表しなければという思いはもちろんあったそうだが、「詩織の人生は A 市の B 子さんで片付けられないです。生まれた人生や人格もあるのに、それを匿名にする必要はない」と話していた。また、事件から数年経ったとき、偶然にも事件現場で手を合わせる親子を見かけたそう。「思わず涙が出そうになった」と語っていた。このように、実名を公開することで残された家族への影響というのは加害者・被害者共に発生するものだと思う。先ほど紹介した「実名を公開することで関係のない方への二次被害を防ぐ」という部分とは反対に、「実名を公開しなければ家族への二次被害を減らすことが出来る」という観点も実名報道の是非が議論される理由の一つだろう。

4 おわりに

少年法の根幹とは、「保護」そして「教育」だ。私はやはり、人々の心に事件そのものをしっかりと残すためには被害者・さらには加害者自身も実名を公開した方が良いのではないかと考えている。大きな事件として正しい情報機関から社会的に公開されることで、少年自身は「罪を犯す」ことの重大さを実感し、心から償い、ようやく一人の人として成長できると感じるからだ。しかしそまだ未熟だからこそ、自分の気持ちを犯罪という形でしか表すことが出来なかつたという報われない事件が一定数存在することもあると思う。事件の大小や年齢など一定の基準を設けることは確かに重要だが、「誰がどうして罪を犯さなければならなかつ

たのか」という内面的な部分も視野に入れながら検討を行っていくべきだと思う。

(参考資料)

- ・神奈川新聞（2015/3/1）

「犯人」ネットで拡散 SNSと少年法 | 社会 | カナロコ by 神奈川新聞

- ・中國新聞（2022/3/20）

特定少年の実名報道に賛成89%【画像：改正少年法で、起訴された18、19歳の「特

定少年」を報道機関が実名報道することへの賛否】 | 中国新聞デジタル

- ・FNN プライムオンライン（2020/7/16）

それでも実名報道が大切な理由 桶川ストーカー事件の被害者遺族に聞く(2) 実名報道を考

える第二回～京都アニメーション放火事件からまもなく一年～ | FNN プライムオンライン